

龍ヶ崎市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

令和 7 年 3 月 2 4 日

規則第 1 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 3 7 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和 3 7 年建設省令第 3 号。以下「省令」という。）の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第 3 条 この規則は、法第 1 5 条第 2 項の規定により法第 1 2 条第 1 項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に限り適用する。

(申請書等の提出部数)

第 4 条 法及びこの規則の規定により市長に提出する申請書及び報告書の提出部数は、1 部とする。

(証明書の様式)

第 5 条 法第 2 4 条第 2 項において準用する法第 7 条第 1 項に規定する証明書は、様式第 1 号によるものとする。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の手続)

第 6 条 法第 1 8 条第 1 項の規定による中間検査及び同条第 2 項の規定

による中間検査合格証の交付は、法第 12 条第 1 項の許可に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施行区域を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期の報告）

第 7 条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第 19 条第 1 項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、省令第 49 条に規定する期間ごとに宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第 2 号）に、省令第 48 条第 1 項に規定する図書を添付して市長に提出しなければならない。

（補則）

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。